

御注意

4
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所（課税地）の市町村長に送付してください。
一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

3
ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。

2
転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。

1
黒のボールペン又はペンで記載してください。
「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。

給与支払報告書
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

令和 年 月 日提出		（特別徴収義務者） 給与支払者	住所(居所)又は所在地	〒												1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度		
			フリガナ													※市町村処理欄						
			氏名又は名称													特別徴収義務者 指 定 番 号				※市町村ごとに異なります		
			代表者の職氏名													宛 名 番 号						
		個人番号又は法人番号															連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		課・係			
給 与 所 得 者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)		異動年月日		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		氏名				電話		(内線)				
受給者番号(整理番号)		フリガナ									異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税 額 の 徴 収		退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額							
		氏 名			〔旧姓〕						1. 退 職 2. 転 勤 3. 合 併 4. 休 職 5. 長期欠勤 6. 死 亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. そ の 他 (特別徴収不可)		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) (月 日納期分) 3. 普通徴収 (理由)		控 除 社 会 保 険 料 額		円					
生 年 月 日		昭和・平成		年 月 日																		
個 人 番 号																						
1 月 1 日 現在の住所																						
給与の支払を受け なくなった後の住所																						
◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。			一 括 徴 収 の 理 由		徴 収 予 定		相続人の氏名等		※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、 次のいずれかの理由を必ず選択してください。													
			1. 異動が 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (月 日申出)		徴収予定 月 日		徴収予定額		徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)		氏名				続柄		1 (普B)		他の事業所で特別徴収 (例：乙欄適用者)			
			2. 異動が 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため		・						住所						2 (普C)		給与が少なく税額が引けない (例：年間の給与支給額が100万円以下)			
			異 動 者 印		・						電話						3 (普D)		給与の支払が不定期 (例：給与の支払が毎月でない)			
					・												4 (普E)		事業専従者 (個人事業主のみ対象)			
◎転勤(転職)等による特別徴収届出書			新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		課・係		新しい勤務先では 月割額 円を 月分から徴収し、納入します。 新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。 納入書 要 ・ 不要		※市町村記入欄											
			新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地		〒		氏名															
			フリガナ				電話		(内線)													
			氏 名 又 は 名 称																			
			代表者の職氏名																			

【提出先】 〒240-0192 神奈川県三浦郡葉山町堀内2135番地 葉山町役場 総務部 税務課 町民税係